

株式会社五感

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は中核的労働要求事項を尊重し森林認証に係わる労働者の人権を擁護するために以下の通り方針を表明します。

1、児童労働の禁止、若年労働者への配慮

当社は、雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。また18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2、強制労働の禁止

当社は、あらゆる形態（強制、拘束、非人道的な囚人労働など）での強制労働を排除します。また、従業員の雇用を自ら終了する権利を尊重します。

3、職業と雇用における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4、結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2022年7月15日
株式会社五感
代表取締役 前田 英樹